

指定建築物建築（変更）届（日照基準要綱審査願書）の提出

「神戸市ポートアイランド地区日照基準取扱要綱」及び「神戸市六甲アイランド地区日照基準取扱要綱」の適用を受ける建築物を建築しようとする建築主は、『建築にあたっての事前届出書』を提出する3週間前までに『指定建築物建築（変更）届（日照基準要綱審査願書）』を提出してください。

なお、計画に変更が生じた場合も同様の手続きが必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

次の場合は、『指定建築物建築（変更）届（日照基準要綱審査願書）』を提出する必要はありません。

- 建築物の増改築にかかる床面積の合計が10㎡以内である場合。
- 建築物の増改築する部分が、既存の建築物による日影に変化を与えない場合。
(ただし、増改築により日影規制に関する平均地盤面の位置が従前より低い位置となる場合を除く。)
- 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築または増築する場合。
- 建築物の用途変更のみを行う場合。

手続きの流れ

指定建築物建築（変更）届（日照基準要綱審査願書）にかかる手続きの流れは以下のようになります。この他にも建築工事に関する関係法令等による手続きが必要な場合がありますので、ご確認のうえ申請していただきますようお願いします。

